型式指定番号	特定装置の種類、名称及び型式	特定装置を取り付けることができる自動車の範囲（車名及び型式）	製作者等の氏名又は名称及び住所
㊎Ｇ－2679	一酸化炭素等発散防止装置　ダイハツ　ＨＢＤＫＦ－ＶＥ４－１	ダイハツ　ＨＢＤ－Ｓ321Ｖ、ダイハツ　ＨＢＤ－Ｓ331Ｖ、スバル　ＨＢＤ－Ｓ321Ｂ、スバル　ＨＢＤ－Ｓ331Ｂ、トヨタ　ＨＢＤ－Ｓ321Ｍ、トヨタ　ＨＢＤ－Ｓ331Ｍ	ダイハツ工業株式会社　大阪府池田市ダイハツ町１番１号

○国土交通省告示第七百六十五号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十五条の二第一項の規定により、平成二十七年四月一日次のとおり自動車の装置をその型式について指定した。

平成二十七年六月二十二日　国土交通大臣　太田　昭宏

型式指定番号	特定装置の種類、名称及び型式	特定装置を取り付けることができる自動車の範囲（車名及び型式）	製作者等の氏名又は名称及び住所
㊎ＴＤ２－58	運行記録計　ＹＡＺＡＫＩ　ＤＴＧ７	なし	矢崎エナジーシステム株式会社　東京都港区三田１丁目４番28号

○国土交通省告示第七百六十六号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十五条の二第一項の規定により、平成二十七年四月一日次のとおり自動車の装置をその型式について指定した。

平成二十七年六月二十二日　国土交通大臣　太田　昭宏

型式指定番号	特定装置の種類、名称及び型式	特定装置を取り付けることができる自動車の範囲（車名及び型式）	製作者等の氏名又は名称及び住所
Ｅ43－７Ｒ－020008	車幅灯　ＫＯＩＴＯ　ＫＯＩＴＯ　100―69016	該当無し	株式会社小糸製作所　東京都港区高輪４丁目８番３号
Ｅ43－７Ｒ－020016	制動灯　ＫＯＩＴＯ　ＫＯＩＴＯ　220―69016	〃	〃
Ｅ43－６Ｒ－010008	方向指示器　ＫＯＩＴＯ　ＫＯＩＴＯ　100－69016	〃	〃
Ｅ43－６Ｒ－010009	方向指示器　ＫＯＩＴＯ　ＫＯＩＴＯ　132－69016	〃	〃
Ｅ43－３Ｒ－020016	後部反射器　ＫＯＩＴＯ　ＫＯＩＴＯ　220－69016	〃	〃
Ｅ43－23Ｒ－000009	後退灯　ＫＯＩＴＯ　ＫＯＩＴＯ　132―69016	〃	〃
Ｅ43－112Ｒ－010008	前照灯　ＫＯＩＴＯ　ＫＯＩＴＯ　100―69016	〃	〃

○国土交通省告示第七百六十七号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十五条の二第一項の規定により、平成二十七年四月二日次のとおり自動車の装置をその型式について指定した。

平成二十七年六月二十二日　国土交通大臣　太田　昭宏

型式指定番号	特定装置の種類、名称及び型式	特定装置を取り付けることができる自動車の範囲（車名及び型式）	製作者等の氏名又は名称及び住所
㊎Ｇ－2683	一酸化炭素等発散防止装置　ホンダ　ＤＢＡＬ15Ｂ23	ホンダ　ＤＢＡ－ＦＲ５	本田技研工業株式会社　東京都港区南青山２丁目１番１号

○国土交通省告示第七百六十八号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十五条の二第一項の規定により、平成二十七年四月十四日次のとおり自動車の装置をその型式について指定した。

平成二十七年六月二十二日　国土交通大臣　太田　昭宏

型式指定番号	特定装置の種類、名称及び型式	特定装置を取り付けることができる自動車の範囲（車名及び型式）	製作者等の氏名又は名称及び住所
㊎Ｇ－2680	一酸化炭素等発散防止装置　スズキ　ＤＡＡＭＲ06ＡＥ２	スズキ　ＤＡＡ－ＭＫ42Ｓ、マツダ　ＤＡＡ－ＭＭ42Ｓ、スズキ　ＤＡＡ－ＭＲ41Ｓ、マツダ　ＤＡＡ－ＭＳ41Ｓ	スズキ株式会社　静岡県浜松市南区高塚町300番地

○国土交通省告示第七百六十九号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十五条の二第一項の規定により、平成二十七年四月二十一日次のとおり自動車の装置をその型式について指定した。

平成二十七年六月二十二日　国土交通大臣　太田　昭宏

型式指定番号	特定装置の種類、名称及び型式	特定装置を取り付けることができる自動車の範囲（車名及び型式）	製作者等の氏名又は名称及び住所
㊎ＧＳ－2072	一酸化炭素等発散防止装置　Doosan　Ｄ18ＮＡＰ－ＪＫ	吸入負圧：2.0kPa　排気圧力：13.0kPa	Doosan Infracore Co., Ltd. 489, Injung-ro, Dong-gu, Incheon, Korea
㊎ＧＳ－2073	一酸化炭素等発散防止装置　Doosan　Ｄ24ＮＡＰ－ＪＫ	吸入負圧：2.0kPa　排気圧力：12.0kPa	〃
㊎ＧＳ－2074	一酸化炭素等発散防止装置　Doosan　Ｄ24ＮＡＰ－ＪＰ	〃	〃

○国土交通省告示第七百七十号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十五条の二第一項の規定により、平成二十七年四月二十三日次のとおり自動車の装置をその型式について指定した。

平成二十七年六月二十二日　国土交通大臣　太田　昭宏

型式指定番号	特定装置の種類、名称及び型式	特定装置を取り付けることができる自動車の範囲（車名及び型式、＊は、当該自動車の仕様を区分する記号が付される場合がある。）	製作者等の氏名又は名称及び住所
㊎Ｇ－2682	一酸化炭素等発散防止装置　日野　Ｈ21－ＩＤＣ－４ＨＫ１ＴＣＳ６	日野　ＱＲＧ－ＫＶ290＊＊、日野　ＱＰＧ－ＫＶ290＊＊、日野　ＱＫＧ－ＫＶ290＊＊、日野　ＱＤＧ－ＫＶ290＊＊	日野自動車株式会社　東京都日野市日野台３丁目１番地１